

議案第 3 2 号

平成 3 0 年度川口市下水道事業特別会計予算

平成 3 0 年度川口市下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 2 4 7, 6 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 80
	1 負担金	80
2 使用料及び手数料		6,022,495
	1 使用料	6,020,216
	2 手数料	2,279
3 国庫支出金		554,333
	1 国庫補助金	554,333
4 繰入金		3,381,392
	1 繰入金	3,381,392
5 諸収入		500
	1 延滞金及び過料	2
	2 貸付金元金収入	10
	3 雑入	488
6 市債		3,288,800
	1 市債	3,288,800
歳 入	合 計	13,247,600

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 3,246,659
	1 総務管理費	3,246,659
2 事業費		5,554,138
	1 事業費	5,554,138
3 公債費		4,445,803
	1 公債費	4,445,803
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		13,247,600

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用事業	千円 25,600	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
下水道築造事業	3,263,200			
計	3,288,800			